

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

朝倉市長 林 裕二

市町村名 (市町村コード)	朝倉市 (40228)
地域名 (地域内農業集落名)	馬田 (牛木、千代丸、馬田、東田、上浦、下浦、草水、中原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月17日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・当地区は、昭和52年から昭和58年と昭和53年から昭和60年に2ヶ所ほ場整備を行っている
・担い手、後継者がいないが、地区外から呼び込むにしてもその人がどのくらい続けるのかなど課題がある。
・大型機械を持っていても、小さい農地は機械が入らないので作ることができない。
・畔を除去するなど区画を大きく出来れば作業効率が上がる。
・基盤整備していても小さい農地が多く、暗渠排水が詰まっているなどの問題もあるため整備が必要。
・水稻の単価が低いとため、儲からない。儲かる農業であればやりたい人も増えると思う。
・農業のいいところを若い人にもっとPRできるようにしないとイケない。
・農業をしていくには機械が必要だが、機械代が高騰している。
・投資金額が莫大なため、酪農の新規就農者はいない。
・自身の農地がどこにあるのか不明な人もなかにはいるため、アンケート結果の地図をコミュニティに貼るなどして現状を知ってもらったほうがいい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・モデル地区を設定して農地集約に取組、実施結果を馬田地区全体に広げていく。
・地権者も含めて畦畔除去などの区画整備による作業の効率化を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	495 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	357 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・馬田地区作業受託組合及び認定農業者、今後の農地を利用する農業者で協議を行って、農地利用・集約を行っていく。 ・モデル地区を設定し、農地の集約に取り組む。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・モデル地区を設定し、地権者と協議を行って段階的な集約を検討していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・畦畔除去や暗渠排水の整備について、事業の活用含めて地区内で協議を行っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・継続して協議していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・馬田地区作業受託組合及び馬田地区飼料供給組合による受託作業(普通作、飼料作)を行っており、今後も継続する。ただし、オペレーターの高齢化など、将来の体制について、協議を行っていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①: 鳥害(カモによる麦の被害)や獣害(アライグマやタヌキの被害)が発生しており、対策を講じていく。
 ⑦: 水路の老朽化、容量不足による災害が発生しており、ほ場整備等事業を活用した整備を検討していく。
 ⑨: 馬田地区飼料供給組合によりWCSの生産を行っており、今後も継続して生産していく。オペレーターの高齢化などの課題もあるため、今後の体制について協議していく。